

重要事項説明書

記入年月日	2025年2月1日
記入者名	佐藤 和哉
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) じょいおぶらいふかぶしきかいしゃ JOY OF LIFE 株式会社		
法人番号	5120005002405		
主たる事務所の所在地	〒 544-0014 大阪府大阪市生野区巽東2-18-1		
連絡先	電話番号/FAX番号	06-6756-8980 / 06-6758-1831	
	メールアドレス	yao@jol.co.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.sarasso.jp/	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 永井正美		
設立年月日	平成 12年3月13日		
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さらさやお サラサ八尾		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 581-0846 大阪府八尾市上之島町南4丁目41番地の2		
主な利用交通手段	近鉄大阪線 河内山本駅 下車15分		
連絡先	電話番号	072-925-2121	
	FAX番号	072-925-1333	
	メールアドレス	yao@jol.co.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.sarasso.jp/	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 佐藤 和哉		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成 16年6月1日 / 15年12月2日		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775502053	所管している自治体名	八尾市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	指定日	指定の更新日(直近) 令和 4年6月1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775502053	所管している自治体名	八尾市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日	指定の更新日(直近) 令和 6年4月1日	

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2004年5月				～	2034年4月		
	面積	10,136.0 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	平成	16年5月	～	平成	46年4月			
	延床面積	2,467.9 m ² (うち有料老人ホーム部分				2,437.9 m ²)			
	竣工日	2004年4月30日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：					
	階数	4階 (地上 4階、地階 階)							
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
	居室の状況	総戸数	45戸		届出又は登録(指定)をした室数		45室 ()		
部屋タイプ		トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
一般居室個室		○	○	×	×	×	16.0～17.0m ²	45室	
共用施設	共用トイレ	4ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ		0ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ		4ヶ所			
	共用浴室	個室	3ヶ所		ヶ所				
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所		ヶ所	その他：			
	食堂	3ヶ所		面積	47.6 m ²	入居者や家族が利用できる調理設備			
	機能訓練室	3ヶ所		面積	47.6 m ²				
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1ヶ所			
	廊下	中廊下	204 m	片廊下	m				
	汚物処理室	3ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
通報先		八尾消防署		通報先から居室までの到着予定時間			10分		
その他	なし								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり			
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		生活の中にこころのゆとりとハリを感じていただけるサービスを目指す
サービスの提供内容に関する特色		利用者の心身の状況、ADLに合わせた個別のサービス提供
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社プラン・ドゥ・クリエイト
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・生活相談サービスの内容：日中随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を案内する
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	しんいけクリニック、白桜メンタルクリニック、その他
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、施設長の佐藤です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で定期的に虐待防止の為の啓発・周知等を行っている ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で一か月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね一か月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3ヵ月に1回以上身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	生活相談員 1名
生活相談員					
直接処遇職員	18	8	10	14.8	
介護職員	15	6	9	12	
看護職員	3	2	1	2.8	機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員	1		1	0.1	
計画作成担当者	1	1		1	
栄養士					
調理員					
事務員	1		1	1	
その他職員	2		2	0.4	生活支援員 2名
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考	
		常勤	非常勤
介護職員初任者研修修了者	7	2	5
介護福祉士実務者研修修了者	2	1	1
介護福祉士	10	6	4
社会福祉士	0	0	0
介護支援専門員	4	3	1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	備考	
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て 選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり 内容： 入院中も家賃、管理費については徴収	
利用料金の改定	条件	施設の所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費を勘案し改定する可能性のあるものとする	
	手続き	運営懇談会の意見を聴いて自治体にい改定の申請を行う	

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要支援1～要介護5の認定を受けている者	要支援1～要介護6の認定を受けている者
	年齢	上記条件を満たせば不問	上記条件を満たせば不問
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室
	床面積	16～17㎡	16～17㎡
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
	収納	なし	なし
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）	次月分、当月分の日割り家賃、管理費	次月分、当月分の日割り家賃、管理費
月額費用の合計		147300円	112800円
家賃		63000円	39000円
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	備考参照
		食費	(30日) 51300円
		管理費	33000円
		状況把握及び生活相談サービス費	なし
		電気代	実費
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。			

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	13人
	85歳以上	25人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	3人
	要支援2	2人
	要介護1	9人
	要介護2	6人
	要介護3	5人
	要介護4	9人
	要介護5	8人
入居期間別	6か月未満	4人
	6か月以上1年未満	6人
	1年以上5年未満	21人
	5年以上10年未満	9人
	10年以上15年未満	2人
	15年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		42人

(入居者の属性)

性別	男性	11人	女性	31人	
男女比率	男性	26.1%	女性	73.8%	
入居率	93.3%	平均年齢	85.71歳	平均介護度	2.76

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	3人
	死亡者	7人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	0人 (解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		サラサ八尾 (佐藤和哉)	
電話番号 / FAX		072-925-2121	/ 072-925-1333
対応している時間	平日	9:00~18:00	
	土曜	9:00~18:00	
	日曜・祝日	9:00~18:00	
定休日		なし	
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		八尾市地域福祉部高齢介護課	
電話番号 / FAX		072-924-9360	/ 072-924-1005
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土日祝祭日、年末年始	
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /	
対応している時間	平日	9:00~17:00	
定休日		土日祝祭日、年末年始	
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		八尾市地域福祉部福祉指導監査課	
電話番号 / FAX		072-924-3012	/ 072-922-3786
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土日祝祭日、年末年始	
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		八尾市建築部住宅政策課 八尾市地域福祉部福祉指導監査課	
電話番号 / FAX		072-924-3783 072-924-3012	/ 072-924-2301 072-924-3012
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土日祝祭日、年末年始	
窓口の名称 (虐待の場合)		八尾市地域福祉部高齢介護課	
電話番号 / FAX		072-924-9360 /	
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土日祝祭日、年末年始	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損保
	加入内容	身体100,000,000円 財物10,000,000円
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	入居契約書代17条に記載	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合		
		実施日	年度よりCS調査実施	
		結果の開示	あり	
開示の方法	掲示・郵送			
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1回
		構成員	法人職員、利用者、利用者家族
		なしの場合の代替措置の内容	
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期定期的な研修の実施	
	あり	担当者の配置	
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	
業務継続計画（BCP）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	個人情報保護法に準ずる		
緊急時等における対応方法	施設緊急時対応マニュアルに準ずる		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
八尾市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
	合致しない事項がある場合の内容		
	「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している	
		代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし	八尾市地域福祉部福祉指導監査課	
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

(別添1)事業主体が八尾市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	なし	
訪問入浴介護	なし	
訪問看護	なし	
訪問リハビリテーション	なし	
居宅療養管理指導	なし	
通所介護	なし	
通所リハビリテーション	なし	
短期入所生活介護	なし	
短期入所療養介護	なし	
特定施設入居者生活介護	なし	
福祉用具貸与	なし	
特定福祉用具販売	なし	
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
夜間対応型訪問介護	なし	
地域密着型通所介護	なし	
認知症対応型通所介護	なし	
小規模多機能型居宅介護	なし	
認知症対応型共同生活介護	なし	
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし	
看護小規模多機能型居宅介護	なし	
居宅介護支援	なし	
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	なし	
介護予防訪問看護	なし	
介護予防訪問リハビリテーション	なし	
介護予防居宅療養管理指導	なし	
介護予防通所リハビリテーション	なし	
介護予防短期入所生活介護	なし	
介護予防短期入所療養介護	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	
介護予防福祉用具貸与	なし	
特定介護予防福祉用具販売	なし	
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし	
介護予防支援	なし	
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	なし	
介護老人保健施設	なし	
介護療養型医療施設	なし	
介護医療院	なし	

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	個別の利用料で実施するサービス		備 考	
	料金※ (税抜)			
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	なし		
	入浴 (一般浴) 介助・清拭	なし		
	特設介助	なし		
	身辺介助 (移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	1時間1,800円 夜間10:00～翌5:00 1時間2,200円	タクシー利用時実費
	口腔衛生管理	なし		
	生活サービス	居室清掃	なし	
リネン交換		なし		
日常の洗濯		あり	月10回まで無料 月10回を超えた場合1回200円	外部クリーニング代実費 (洗濯機不可のものなど)
居室配膳・下膳		なし		
入居者の嗜好に応じた特別な食事		あり	実費	身体状況、嗜好に応じて対応
おやつ		あり	1日1回100円	
理美容師による理美容サービス		あり	実費 カット1,800円～ 30分毎900円	
買い物代行		あり	1時間毎1,800円	
役所手続代行		あり		
金銭・貯金管理		あり		
健康管理サービス	定期健康診断	あり	年2回の機会付与 実費	
	健康相談	なし	適宜対応	
	生活指導・栄養指導	あり	医療費、薬剤費 実費	隔週1回かかりつけ医療機関、かかりつけ薬局により対応
	服薬支援	なし	薬剤費、居宅療養管理指導料 実費	
	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし		
	移送サービス	あり	タクシー、介護タクシー、実費	
	入退院時の同行	あり	1時間1800円 夜間10:00～翌5:00 1時間2200円	
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	1時間毎1800円	
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割～3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確に入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 選択→ 5級地 10.45円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)			30日あたり (円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	183	1,912	192	57,370	5,737		
要支援 2	313	3,270	327	98,125	9,813		
要介護 1	542	5,663	567	169,917	16,992		
要介護 2	609	6,364	637	190,921	19,093		
要介護 3	679	7,095	710	212,866	21,287		
要介護 4	744	7,774	778	233,244	23,325		
要介護 5	813	8,495	850	254,875	25,488		
		1日あたり (円)			30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算 (I)	なし	12	125	13	3,762	377	
個別機能訓練加算 (II)	なし	20	-	-	209	21	1月につき
夜間看護体制加算	あり	9	94	10	2,821	283	
協力医療機関連携加算	あり	100	-	-	1,045	105	1月につき
看取り介護加算	あり	72	752	76	-	-	死亡日以前31日以上45日以下 (最大15日間)
		144	1,504	151	-	-	死亡日以前4日以上30日以下 (最大27日間)
		680	7,106	711	-	-	死亡日以前2日又は3日 (最大2日間)
		1,280	13,376	1,338	-	-	死亡日
認知症専門ケア加算	なし	3	31	4	940	94	
サービス提供体制強化加算	Ⅲ	6	62	7	1,881	189	
介護職員処遇改善加算	Ⅱ	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数 (特定処遇改善加算を除く) × 12.2%					
入居継続支援加算	なし	36	376	38	11,286	1,129	
身体拘束廃止未実施減算	あり	(要介護度に応じた1日の単位数から10%減算)					
生活機能向上連携加算	あり	200	-	-	2,090	209	1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,254	126	37,620	3,762	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20	-	-	209	21	1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	313	32	9,405	941	
退去時情報連携加算	あり	250	2,612	262	-	-	1回につき
ADL維持等加算	あり	30	-	-	313	32	1月につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	418	42	12,540	1,254	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	なし						1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	なし						1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき(1月1回連続する5日間を限度)
生産性向上推進体制加算	なし						1月につき

(別添4) 介護保険自己負担額

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

項目	介護報酬額/月	自己負担額/月	自己負担率/月	自己負担率/月	自己負担率/月
要支援1	183単位/日	57,370円	5,737円	11,475円	17,211円
要支援2	313単位/日	98,125円	9,813円	19,626円	29,438円
要介護1	542単位/日	169,917円	16,992円	33,984円	50,976円
要介護2	609単位/日	190,921円	19,093円	38,185円	57,277円
要介護3	679単位/日	212,866円	21,287円	42,574円	63,860円
要介護4	744単位/日	233,244円	23,325円	46,649円	69,974円
要介護5	813単位/日	254,875円	25,488円	50,976円	76,463円
個別機能訓練加算(Ⅰ)					
個別機能訓練加算(Ⅱ)					
夜間看護体制加算(Ⅰ)					
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9単位/日	94円	10円	9円	8円
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位/月	1,045円	105円	94円	85円
協力医療機関連携加算(Ⅱ)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前31日以上45日以下)	72単位/日	752円	76円	68円	61円
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前1日以上30日以下)	144単位/日	1,504円	151円	136円	122円
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前2日又は3日)	680単位/日	7,106円	711円	640円	576円
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日)	1,280単位/日	13,376円	1,338円	1,204円	1,084円
看取り介護加算(Ⅰ) (看取り介護一人当たり) 看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前31日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2日又は3日)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日)					
看取り介護加算(Ⅱ) (看取り介護一人当たり)					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	62円	7円	6円	5円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数(特定処遇改善加算を除く)×12.2%			
入居継続支援加算(Ⅰ)					
入居継続支援加算(Ⅱ)					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束(要介護度に応じた1日の単位数から10%減算)				
生活機能向上連携加算(Ⅰ)					
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	2,090円	209円	189円	170円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	1,254円	126円	113円	102円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	209円	21円	19円	17円
退院・退所時連携加算	30単位/日	313円	32円	29円	26円
退居時情報提供加算	250単位/回	2,612円	262円	235円	212円
A D L維持等加算(Ⅰ)					
A D L維持等加算(Ⅱ)	30単位/月	313円	32円	29円	26円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	418円	42円	38円	34円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)					
新興感染症等施設改善費 (月1回連続5日を限度)					
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)					
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)					

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、(Ⅰ)は算定できず、(Ⅱ)を算定する場合は100単位を算定する。

・1ヶ月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		70,161円	116,890円	199,605円	223,170円	247,790円	270,655円	294,930円
自己負担	(1割の場合)	7,017円	11,689円	19,961円	22,317円	24,779円	27,066円	29,493円
	(2割の場合)	14,034円	23,378円	39,922円	44,634円	49,558円	54,131円	58,986円
	(3割の場合)	21,051円	34,767円	59,882円	66,951円	74,337円	81,197円	88,479円

※本表は、個別機能訓練加算(Ⅰ)及びサービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合の例です。
介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。

介護付き有料老人ホーム

サラサ八尾運営規程

(特定施設入居者生活介護事業)
(予防特定施設入居者生活介護事業)
(短期利用特定施設入居者生活介護事業)

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サラサ八尾
- (2) 所在地 大阪府八尾市上之島町南四丁目4番2号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名) 生活相談員と兼務
管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名(常勤1名)
計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
- (3) 生活相談員 1名(常勤1名) 管理者と兼務
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (4) 看護職員 3名(常勤2名 非常勤1名) 非常勤の内1名機能訓練指導員と兼務
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を講じるものとする。
- (5) 介護職員 15名(常勤6名 非常勤9名)
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名(非常勤1名) 看護職員と兼務
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員は、要介護者45名とする。

- (2) 居室数は、45室とする。

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴
週2回
- (2) 排泄
利用者に対して、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄において必要な援助を行なうものとし、排泄の自立についても適切な援助を行なうものとする。
オムツを使用せざるを得ない利用者の排泄介助にあたっては、排泄状況を十分踏まえて実施することとする。
- (3) 食事、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
個別に応じて、一部介助及び全面介助

(短期利用特定施設入居者生活介護)

第8条 本事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護（以下

「短期利用特定施設入居者生活介護」という）を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は4名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を決めるものとする。
- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が特定施設生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。
なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

(苦情処理)

第14条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、特定施設生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

別表 I

専用施設利用について

1 居室の鍵

居室を出られる時は必ず鍵をかけて下さい。外出時には鍵は事務所に預けて下さい。

2 バルコニー

バルコニーは、他の入居者のプライバシーに十分注意して下さい。

3 テレビ・ラジオ等音響機器の利用

テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用して下さい。

4 修理・造作模様替え

居室の修理・造作模様替えを行いたい場合は、あらかじめ書面によりご相談下さい。

5 外部から来訪者がある場合

外部から来訪者がある場合は、事務所を通して下さい。

外部から来訪者が居室で宿泊される場合は、あらかじめ書面にて施設の了解をとって下さい。その場合の使用料は別に定めるものによります。

6 備え付け設備の修理・取換え

あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。

冷暖房機、トイレ、洗面です。

これらが破損、棄損した場合は、もともとこれらに欠陥があった場合及び通常の使用によるものについては、施設の負担で修理もしくは取換えを行います。

7 長期不在中の居室の保全

入院、旅行等のため居室を1ヶ月以上不在とされる場合は、施設保全のため2日に1回は換気その他のため、職員が居室に出入りすることがあります。

8 緊急時の設備・対応等

①緊急連絡設備

緊急通報装置は、ベッド、トイレ、浴室に設置されています。

健康上、防災上専の緊急時には「緊急用押しボタン」を押して通報して下さい。通報があり次第、施設の職員が駆けつけ対応いたします。

②防災設備

各室には火災時に対応する感知機、スプリンクラーを設置し、安全には万全をきしております。

感知機は火災の発生を感知して施設全体の防災装置を作動させる設備です。スプリンクラーは火災の発生を感知して自動的に散水する設備です。スプリンクラー・ヘッドに物をぶつけて破損すると、散水しますので注意して下さい。

居室内には、『保安灯』が設置されていますので、停電時には非常灯、懐中

共用施設等の利用について

項 目	利 用 時 間	利 用 方 法
事 務 室	9:00~18:00	郵便物授受・小包・書留郵便保管・場 内案内一般 職員不在時は直接フロアにいる職 員に声をお掛けください
正面玄関	9:00~18:00	18時以降及び9時以前の出入りは 事務所までご連絡ください
食 堂	朝食 8:00~ 9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00	食事は委託で行います 献立は1カ月ごとに予めお知らせし ます
ランドリー	9:00~18:00	2, 3階に設置しています 各2台用意しています
健康管理室		日常の健康相談にあずかります
看護師又は介護		ナースコールは詰め所につながり、 職員が即時対応いたします 看護師による健康相談を行います
トイレ		各居室にあります(車椅子可) トイレ備付けのトイレトーパー 以外の紙を使用しないで下さい
緊急通報設備	常時	廊下、エレベーターホール、食堂等 の共用部分に緊急ボタンを設置し ていますので緊急時に使用できま す
防災設備	常時	廊下、エレベーターホール、食堂等 には天井面に感知器及びスプリン クラーが設置してあります 火災等による停電時には非常用及 び誘導等が点灯
非難設備	常時	非常用誘導灯により避難通路を案内 しています 避難階段として2ヶ所あります 職員による避難誘導體制、災害緊急 時の通報体制については、各階掲示 板に案内していますので随時閲覧 して下さい 非常時には緊急館内非常放送を実 施します

運 営 懇 談 会 細 則

1 目 的

管理規定に基づき、施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活の実現のために必要な事項について意見を交換する場として、「運営懇談会」を設けるものとする。

2 懇談会の構成

懇談会は、施設を代表する役職員(施設長、事務長、介護サービス責任者)及び入居者(全員または代表者もしくは身元引受人)並びに施設関係者、学識経験者、民生委員等により構成されるものとする。

3 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を年1回開催します。但し、定例懇談会のほか、施設側と入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。
- (2) 懇談会の招集は施設長の名において行います。
- (3) 懇談会の進行は施設側において行います。

4 懇談会における議題

- (1) 施設の運営状況及び運営計画について
- (2) 管理費、食費、暖房費及び入居者の希望により提供される個人的サービス等の費用並びに使用料について
- (3) 管理規定、細則等の諸規則の改変について
- (4) その他特に必要と認めた事項について

5 記録の作成

懇談会の議事については、開催の都度その記録を作成して、全入居者に配布します。